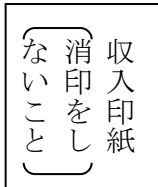


様式第十二号（第十八条、第十九条の八、第二十二條の五、第二十二條の十一、第九十一條の十五、第九十一條の二十一、第九十一條の九十四、第九十一條の百二關係）

（五）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造業登録証再交付申請書

年 月 日



農林水産大臣 殿

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の10の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造業登録証の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 製造所の名称及び所在地
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 申請理由
- 4 参考事項

（日本産業規格 A 4）

備考

- 1 登録証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合には、当該登録証を添付すること。
- 2 申請書は、正副2通を提出すること。